

青森県教育委員会第737回定例会会議録

期 日 平成22年6月2日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

議案第1号	平成23年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
議案第2号	平成23年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第4号	青森県スポーツ振興審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
議案第5号	議案に対する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他	平成23年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の高等学校家庭科 の受験資格について
そ の 他	職員の懲戒処分の状況について

平成22年6月2日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時43分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
川村教育次長、白石教育次長、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・ス
ポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、高橋委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

議案第 1 号 平成 2 3 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

(中村学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めている。

今年 3 月に行った平成 2 2 年度青森県立高等学校入学者選抜は、平成 2 0 年に青森県立高等学校入学者選抜研究協議会から提出された報告書に基づき、「前期選抜に一般選抜枠と特色化選抜枠を設けること」、「後期選抜に国語、数学、英語の学力検査を導入すること」等について具体的な改善を図り、新制度の下での前後期選抜を 3 月に実施した。

実施状況は、新型インフルエンザへの対応と重なり慌ただしい中ではあったが、大きな混乱もなく終了することができた。

この入学者選抜制度は、安定性・継続性が求められるところでもあり、新制度 2 年目であることから、今回審議する平成 2 3 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、平成 2 2 年度を踏襲することを提案したい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

調査書は絶対評価でなされているものか。

(中村学校教育課長)

調査書は平成 1 4 年度から全国的に絶対評価が導入され、中学校においては、各教科毎に、基本的には「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の観点の目標に対してどこまで到達したかということについて、絶対評価をしている。

(清野委員)

各学校や各教員によって評価の基準は様々になるのではないと思われるが、高校入試選抜の資料として、どのように斟酌して客観的な判断材料としているのか。

(中村学校教育課長)

絶対評価は目標に対してどこまで到達できたかを評価する方法で、生徒の一人一人に目を向けて評価するもので、導入して 8 年が経過し、中学校における評価方法は定着している。高校側では、求める生徒像とかどういう活動を重視するかなど事前に公表し、透明性

を確保するよう努めている。また、中学校では調査書作成委員会を設けており、高校では中学校の調査書記載内容を信頼し尊重している。

(清野委員)

絶対評価であることについて、特別大きな問題は起きていないか。

(中村学校教育課長)

起きていないと考えている。また実施状況を常に点検し、もし問題点があれば改善するよう努めている。

(清野委員)

昨年度、前期選抜・後期選抜の日程のことが話題になったが、次回(平成23年度入学)はどのようにするのか。

(中村学校教育課長)

例年、入学者選抜の日程は、県中学校長会及び高等学校長協会から意見をいただいて調整を図って決めているが、次年度(平成23年度入学)の入試日程については昨年12月頃に各中学校と各高等学校にお知らせしている。

なお、平成24年度以降の日程については、今後中学校長、高等学校長等により構成される「青森県立高等学校入学者選抜に関する中学校・高等学校連絡協議会」において検討して参りたい。

(清野委員)

是非、受験生及び在校生のため、プロの知見によりベストな方法で実施していただきたい。

(島委員)

基本方針自体には異論はない。ただ、昨年度、後期の試験を受ける前にその倍率を知りたかったという声があったが、これについてはどのように改善するのか。

(中村学校教育課長)

今年度の日程の中で、受験生に動揺が起きないように事前に周知するなどの対応をしていきたい。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 平成23年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(中村学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めている。

今回審議する平成23年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、平成22年度の基本方針を踏襲することを提案したい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

調査書は絶対評価でなされているのか。また、どのようにして客観的な判断材料としているのか。

(中村学校教育課長)

絶対評価である。また、学習指導要領に基づいた目標への実現状況について、児童が目標をどれだけ実現しているかという点で客観的な評価による学習活動の記録に基づいて、総合的に評価し選抜している。

(清野委員)

通学区域は県下一円としているが、県内1校なので津軽地方や下北地方では日帰りは不可能と思われる。通学者の現状はどうか。

(中村学校教育課長)

入学者については、全員通学している。

(清野委員)

親元から通える子どもたちばかりということか。

(中村学校教育課長)

他地域の者であっても、親と共に住居を移し生活しているため、親元から通っている。

(清野委員)

現在は親元を離れている生徒はいないようだが、例えば大学生のように下宿してでも通いたいという生徒が現れた場合どうするのか。

(中村学校教育課長)

学校説明会を行っているが、そこで、基本的には発達段階を考慮すればまだ中学生であるから親元から通学することについても充分検討するよう説明している。ただ、入学者選抜に当たってはそのことを加味して選抜はしていない。

(清野委員)

要するに、親元を離れることは望ましくないが、それを禁止するあるいは条件を設けるなどということはしない、ということによいか。

(中村学校教育課長)

禁止などということではない。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 学校職員の人事について (非公開の会議につき記録別途)

議案第4号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について

(増田スポーツ健康課長)

スポーツ振興法第18条の規定に基づいて任命している、青森県スポーツ振興審議会委員の任期が平成22年7月5日をもって満了するので新たに委員を任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は、山内政氏、工藤敦子氏、吉岡美子氏、伊藤武男氏、佐々木昭子氏、柳谷透氏、大坂美保氏の7名で、長崎昭義氏ほ

か9名は再任である。

このうち、大^{おおさか}坂氏については、公募委員に応募され、今回委員として任命することが適当であると認め、提案するものである。

なお、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、このことについて知事の意見を求めたところ、5月27日付けで同意する旨の回答を得ている。

委員の任期は、平成22年7月6日から平成24年7月5日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 議案に対する意見について (非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 平成23年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の高等学校家庭科の 受験資格の件について

(白石教育次長)

まず、受験資格に調理師資格を付した理由について。

百石高校は、所定の単位を取得すれば、卒業と同時に調理師の資格を得ることができる調理師養成施設として指定されており、今後も調理師免許を取得し、関連する職に就きたいという生徒の進路志望実現を図る必要があると考えている。

調理師法施行規則第6条第6号などによると、調理師養成施設として指定されるための基準の一つとして、「専任教員のうち1人以上は調理師であること」かつ「教職員免許法に基づく高等学校教員免許を有していなければならない」と規定されている。

現在、百石高校には、調理師免許を持った家庭科の教員が1名在籍し、専任教員として勤務しているところである。本県の県立高等学校には、家庭科教諭は現在74名いるが、このうち調理師免許を所持している者は百石高校の1名のほか1名しかいないことから、調理師養成施設の機能を将来的にも維持していく必要があることと人事異動の固定化の解消を図るなどの観点からも、本年度の教員採用試験にあたっては、受験資格に調理師資格

を付して実施する必要があると考えたものである。

なお、近年の高等学校家庭科教員の採用実績は、少子化の影響による学級減や教育課程の見直しなどのため、募集がある年であってもほぼ1名で推移していることから、今年度実施の採用試験においては、調理師免許を持たない家庭科教員の採用試験の実施は、見送らざるを得ない状況である。

次に、一般選考で募集することとした理由について。

本県において、この度一般選考の中で募集したことについては、まず、一般選考の中で他の校種の受験者と同じ試験内容（筆記試験・集団討論）を課すことにより、より客観的に家庭科教員としての資質を見極めることが可能となると考えられること、また、一般選考で実施することにより、より広く周知され、受験希望者の目にも留まりやすいため、青森県はもとより、全国から広く人材を得ることが可能であると考えられることなどから、一般選考で実施することとした。

なお、本県と同様、一般選考の中で資格を付して実施している他県の事例としては、奈良県が平成20年度（平成19年度実施）に、大阪市が平成22年度（平成21年度実施）に本県と同様の一般選考で実施している。

次に、事前周知が困難な理由について。

教員採用試験の募集教科・科目、人数、資格等の実施方法については、前年度の教員の人事異動結果や当該年度における退職見込数などの様々なことを勘案した上で、毎年度「青森県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」を決定し、4月下旬に公表している。このため、次年度以降の教員採用試験の実施方法を予め決定し、事前にお知らせすることは、極めて難しい状況にある。

なお、今回の募集に際して、5月6日、7日に家庭科免許を取得できる県内3大学を含む県内7大学に職員を派遣し説明を行った。この中で、今年度実施する高等学校家庭科の教員採用試験において調理師資格を付したことは、調理師養成施設を維持する必要があるためのものであること、また、中学校家庭科、特別支援学校の中学部及び高等部家庭科については、家庭科免許のみで受験可能であることなどについて説明し、理解を求めたところである。

今回も各教育委員には実施要項を事前に送付しているものの、例年と同様、時間のなかで十分な説明ができなかったため、今後は必要に応じて事前に説明する機会を設けることやこれが叶わない場合でも、要項送付の際には相違点を記載した資料を添付するなどにより、適切な対応に努めて参りたい。

次に、これまでの対応について。

4月26日に、概要資料及び前年度との比較資料を提示しながら、募集教科・科目、採用見込数、受験資格等について記者発表を行い説明するとともに、県教育委員会のホームページに実施要項を掲載した。

5月21日には、県議会文教公安常任委員会において、調理師資格を加えた理由、事前周知、今後の対応などについての質疑が行われ、理由等について説明し、理解いただくように努めたところである。

また、同日、広く県民に説明する必要があることから、今回の募集背景などに関するお知らせとして青森県教育委員会のホームページを通して周知に努めているが、今後とも県民への周知について、工夫改善に努めて参りたい。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(福島委員)

本県には、水産や農業などの専門学校にも今回のように資格を求める学校はあるのか。

(白石教育次長)

農業や工業はないが、水産については船舶などに乗る必要から資格を付した例がある。

(高橋委員)

報道では、調理師資格のある教員が必要なら社会人特別選考に準じた形で調理師を採用し、教員特別免許状を付与すればよいのではないかとあったが、そのことについてもう少し説明いただきたい。

(白石教育次長)

特別選考には、スポーツ特別選考と身体障害者特別選考のほか社会人特別選考がある。社会人特別選考は教員免許を所持しなくても一定の技能や資格を持つ者を採用するというもので、水産と英語の二つの教科で実施している。水産と英語はこうした資格を持つことでその教科の知識や技能は担保されることから、模擬授業などの人物面を評価した上で採用し特別免許状を授与している。今回の家庭科については、家庭科は調理以外にも被服や生活等幅広い知識技能が求められる教科であるため、調理師の資格を持っていても水産や英語のようにその資格のみで教科全般の知識技能が担保できるかと問われれば、そういうことにはならないだろう。そういうことから調理師資格を持つ者に特別免許状を与えるのは難しいと考える。

(鈴木委員長)

調理師免許と教員免許の両方を持つ者としなくて、家庭科教員のほかにもう一人調理師資格を持つ者がいればよいということではないのか。

(白石教育次長)

委員長指摘のとおりその場合は、有資格者を確保することはできる。しかし実際には、学校には定数が定められている。高校の教職員定数は、10年前との比較では671人定数が削減されており、20年前との比較では799人減となっている。これは最近10年の間に相当の削減がなされたということである。その定数が削減され厳しい中で各学校が

どうか工夫しながら教育活動を展開している。そういう中にあるのは、教員以外に1名を追加して採用することは極めて難しい状況と考える。

(鈴木委員長)

定員枠が定められた中では、更なる採用は厳しいものがあるということか。

(清野委員)

調理師資格を持つ家庭科教員の確保は、本県だけではなく全国的な問題と思うが、他県ではどのようにやっているのが大勢を占めているのか。奈良県と大阪市のほかにどこがあるのか。

(白石教育次長)

全ての都道府県を把握していないが、把握している中で言えば大きく4つのパターンがある。まず、本県と同様に一般選考している奈良県と大阪市。ただし、奈良県は特別選考も同時に行っている。次に、調理師資格を持つ者に優遇措置をするもので、佐賀県のように資格を持つ者に加点するものや沖縄県のように調理師資格者の受験年齢を35歳から5年緩和し40歳までとするものがある。次に、一般選考と特別選考の併用として東京都のように調理師資格を要しない一般選考のほかに家庭科免許及び調理師資格両方を持つ者を対象とした特別選考をするもの。最後に埼玉県のように一次試験を免除するものがある。

(鈴木委員長)

要するにいろいろなパターンがあるが、青森県としては有能な人材を幅広く募集する方法としたということか。

(清野委員)

今回の青森県と同様のやり方で、大騒ぎになっている例はないか。

(白石教育次長)

そのような話は聞いていない。

(島委員)

事前周知が困難なのはよくわかる。5月の6日、7日に大学を回って事前に説明したのは、限られた時間の中で最善のことはしたものと感じている。ところで、これまでの応募状況として、新卒と既卒の割合はどの程度か。また、調理師資格のない者を家庭科教員として採用してから調理師資格を取ることが可能なのかどうか。さらに、今回の応募状況はどうなっているのか。

(白石教育次長)

平成22年度については32名中の新卒は4名、平成16年度は48名中の新卒は4名。調理師資格については、確かに教員採用後にも取ることも可能である。その場合は調理師養成施設に一旦学校を離れて受講することになる。ただし、課題も多い。まず教員自身がそういう熱意を持たなければならないがその派遣教員確保の問題、学校を少なくとも1年間は空白にするので運営上の問題、代替教員の配置に伴う問題、派遣する場合の経費は他県でも同様であるが自身の資格取得に係ることから自己負担とするか否かの問題など、様々な課題がある。

今回の応募状況について。まずその前提として説明したい。5月24日に募集を締め切ってから担当課では各願書の必要書類を一つ一つチェックしており、全ての要件を満たした時点で応募者となる。現在はその作業中であり、例年6月末までに集計し応募者を公表している。従って、応募者としては確認されていないが、願書を提出した者としては8人である。参考までに、平成21年度実施の大阪市は小・中・高・特の全体の志願者数3,532人のうち6人、平成19年度実施の奈良県は1,391人のうち4人である。本県の志願者は昨年度約2,200人という規模である。

(清野委員)

本県において調理師資格を所持する家庭科教員は現在2名だが、そもそも何名が適正人数なのか。

(白石教育次長)

適正な人数というのは難しいところである。少なくとも1名は必要である。しかし、その1名はずっとその学校にいるかということ、事故などがあつた場合にはもう1名必要だろうし、その後の状況によっては、結婚や出産など様々な事情が起こることもある。そういうことで何人が適正かはその時々状況によって異なるが、多ければ多いほど様々な状況に対応可能だということはいえる。

(清野委員)

他県のように加点して採用する方法もあるのではないか。その方法で今後は考えられないものか。

(白石教育次長)

本県の今の状況では、有資格者に加点をするという方法は難しい。家庭科教員を募集し、その中で調理師の有資格者に加点するという方法では、試験結果によっては調理師の資格を持つ者を採用できないこともありうる。本県は、調理師資格を持つ者を採用する必要があるためこの方法は難しい。

(高橋委員)

主婦的な感覚として意見を述べたい。両方の免許・資格を持つ者というのはなかなか難

しいだろう。家庭科教員のほかに地域で活躍するプロの調理師を活用するのはいいんじゃないかと思う。調理は奥が深く健康志向でもあるため、経験豊富なプロによる指導もよいのではないか。ただ資格を持つだけでは充分とはいえないと思う。

(白石教育次長)

百石高校では、実際にホテルの日本料理や西洋料理、中華料理などのプロのコックを、教員免許の要しない特別非常勤講師として多数学校に招いて指導していただいている。委員指摘のとおり、新採用である調理師資格を持つ家庭科教員だけでは充分といえないので、今いる教員がいてさらにその次を担う教員となるよう育成するためにも、こうした地域の指導者を活用する必要がある。

(鈴木委員長)

卒業後調理師免許を取得できるという百石高校のその学科の生徒は何人か。

(白石教育次長)

40人である。

(鈴木委員長)

一人の先生を採用できないために40人の生徒が迷惑を被ることになるということか。企業や組織が必要な人材を求めることは当然のことで、それ自体非難されるべき事ではない。しかし、受験する側から見ればなかなか厳しいものもあるということなので、そういう配慮をしていただければと思う。

(橋本教育長)

教員採用試験の実施要項の作成、周知等の事務については、私に委任されていることであるが、私としては、教育行政を進めるにあたっては、まず子どもたちのこと、次に現在の教員の状況などの教育環境づくりに努めなければならないと考えている。これは、教員採用試験についても同様である。

調理師免許を取得し、就職したいという食物調理科の生徒の進路実現のため、調理師養成施設を将来的に維持する必要があるために、資格を付して実施するものであるので、どうか御理解いただきたい。

採用試験の実施にあたり、いくつか要望等をいただいているが、来年度以降の教員採用試験について、今年度の教員の人事異動結果や退職見込数、学級減の状況などを踏まえながら、必要な人材を確保するための選考方法等について、総合的に検討して参りたいと考えている。

なお、今後実施要項発表後の周知方法については、ホームページへの掲載や説明の機会を設ける等、県民の皆様の理解を得られるよう、さらに努めて参りたい。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、教員採用試験の高校家庭科の受験資格に関しては了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

5月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。